

単独でのまちづくりの第一歩

平成17年度を改革元年と位置づけ、行政改革を実施します。

21世紀の松前町には、財政的にも体制的にも真に自立したまちづくりが求められています。そのため、現在実施している事務事業を見直した結果、4月から実施する主な行政改革は次のとおりです。

(問い合わせ)

1 町民課住民係窓口を1時間延長します。

(住民係 ☎985-4105)

- ① 窓口時間を午後6時15分まで延長
- ② 取扱い事務(①番窓口)
 - ・戸籍謄本(抄本)の交付
 - ・住民票の写しの交付
 - ・印鑑登録、証明書の交付

2 ふるさとライブラリーの月曜閉館を廃止し、開館時間を1時間延長します。

(ふるさとライブラリー ☎985-4140)

- ① 月曜日の閉館を廃止
- ② 開館時間を午後7時まで延長
- ③ 図書・資料などのコピーができるようになります。

3 介護予防事業を開始します。

(健康生きがい係 ☎985-4115)

高齢者が要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活が送れるように次の事業を開始します。詳細は決定次第お知らせします。

- ① 転倒骨折予防教室の開催
- ② 高齢者筋力向上トレーニング事業の開催
- ③ 運動指導事業(軽体操・水中運動)の開催
- ④ 総合健診支援事業

4 松前町敬老年金・老人入浴サービスの廃止

(健康生きがい係 ☎985-4115)

- ① 75歳以上の方に支給していた敬老年金を廃止します。
- ② 松前町老人入浴サービス事業(入浴利用券)を廃止します。

5 幼稚園の授業料の改定

(学校教育係 ☎985-4134)

項目	改正前	改正後
幼稚園の授業料	5,000円	6,000円

6 保育料の改定

(児童福祉係 ☎985-4114)

保育料は、その世帯の所得税額によって異なりますが平均して4%増の改定を行います。(対象者には個別にお知らせします。)

7 手数料の改正

項目	改正前	改正後
○ 町民課関係 (住民係 ☎985-4105)		
住民票に関する証明手数料	200円	300円
印鑑に関する証明手数料	200円	300円
印鑑登録証の交付手数料	100円	200円
○ 税務課関係 (管理収納係 ☎985-4109)		
公租、公課に関する証明手数料	200円	300円
営業に関する証明手数料	200円	300円
公簿・図面の写しに関する証明手数料	200円	300円
公簿、図面の閲覧料	200円	300円
納税証明書の交付手数料	200円	300円
固定資産課税台帳の閲覧の手数料	200円	300円
固定資産課税台帳の証明書交付手数料	200円	300円
原動機付自転車等標識の再交付手数料	100円	200円
○ まちづくり課関係 (管理係 ☎985-4156)		
道路境界明示に係る手数料	500円	750円
その他の証明手数料	200円	300円
○ 生活環境課関係 (生活環境係 ☎985-4117)		
一般廃棄物処理業の許可	2,000円	2,800円
浄化槽清掃業の許可	2,000円	2,800円
許可証の再交付	500円	750円
従業員鑑札交付	200円	300円
従業員鑑札の再交付	100円	200円

8 人件費の削減

(職員係 ☎985-4103)

- ① 町長、助役、収入役、教育長の給料月額を10%削減します。
- ② 松前町議会議員の報酬月額を5%削減します。
- ③ 職員は、12年度(白石町長就任時)から平成15年度までに13人削減していますが、更に今後5年間で10人程度削減します。
- ④ 職員の昇給停止年齢を3歳引き下げ55歳にし、給与の削減を図ります。